

2/16月～3/16月 令和8年度分 市・県民税の申告

詳しくは
こちら

申告が必要と思われる人にはあす2日に申告書を発送します。申告書は市HPでも作成・印刷ができます。

市民税課(市役所ふるまち庁舎)、区役所、出張所、連絡所にも設置しています。

郵送による提出や電子申告に協力を

例年、申告会場は大変混雑します。申告書は自宅で作成し、郵送による提出や電子申告に協力をお願いします。



●郵送提出・問い合わせ先

〒951-8554(住所不要) 市民税課

北区・秋葉区に住んでいる人	☎ 025-226-2375
東区・江南区に住んでいる人	☎ 025-226-2365
中央区・南区に住んでいる人	☎ 025-226-2245
西区・西蒲区に住んでいる人	☎ 025-226-2370

申告が必要な人

令和8年1月1日現在、新潟市に住所がある人は市・県民税の申告が必要です。収入がなかった人や非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけの人も、各種保険料の算定などのため申告をしてください。

■次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告不要

- ①所得税の確定申告を提出する
- ②給与収入のみで年末調整済み
- ③公的年金のみで控除の追加がない
- ④収入がなく、新潟市に住んでいる人に所得税法上扶養されている

申告に必要なもの

- マイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
- 令和7年中の所得が確認できる書類
給与・公的年金などの源泉徴収票、事業・不動産所得の収支内訳書、ほか
- 各種控除を受けるために必要な書類
保険料控除証明書(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、生命保険、地震保険など)、医療費控除の明細書、おむつ使用証明書または主治医意見書内容確認書=下図み=、障がい者手帳または障害者控除対象者認定書=同=、寄付金の領収書、ほか
- 申告者本人の金融機関・口座番号が確認できるもの
(確定申告をする場合)

主治医意見書内容確認書と 障害者控除対象者認定書の発行

①主治医意見書内容確認書(おむつ代の医療費控除用)

要介護認定の主治医意見書から、寝たきり状態と尿失禁の発生の可能性があることなどが確認できる場合に発行

②障害者控除対象者認定書

要介護認定を受け、心身の状態や日常生活の状況が障がい者と同等と認められるなど、一定の要件に該当する65歳以上の人人に発行

※申請から発行まで1週間程度要する

●申請窓口 区役所健康福祉課(中央区は窓口サービス課)、出張所、地域保健福祉センター

※電子申請=下=も可

●持参するもの 介護保険被

保険者証、申請者の本人確

認書類 ※写しは不可

問 区役所健康福祉課



市の申告日程・会場

申告会場での待ち時間短縮と混雑緩和のため、各会場では申告当日に入場整理券を配布します(なくなり次第、配布終了)。入場には入場整理券が必要です。完成済みの申告書の提出をする場合は、入場整理券は不要です。

●入場整理券の配布時間 8時半～15時(秋葉区役所は8時半～16時、巻ふれあい福祉センターは9時～16時) ※混雑時など、状況により配布時間が前後する場合あり

区	会場	2月												3月																
		16	17	18	19	20	24	25	26	27	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	16	月	火	水	木	金	月			
月	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	
北	豊栄地区公民館			△	●	●	●	●	●	●	△																			
	北地区コミュニティセンター																								●	●				
東	東区プラザ										△	△	△	△																
	山の下まちづくりセンター																							△	△					
	石山地区公民館																													
中央	白山ビル	△	△	△	△																			△	△	△	△	△	△	
江南	江南区役所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△																		
秋葉	秋葉区役所	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
南	白根学習館										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
西	西区役所																							△	●	●	●	●	△	
	内野まちづくりセンター	●	●																											
	黒埼市民会館										●	●	●																	
西蒲	巻ふれあい福祉センター	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

※「●」は市・県民税の申告と簡易な確定申告を、「△」は市・県民税の申告のみを受け付け

▲ 注意事項 次の確定申告は、市の申告会場では受け付けません。

- ①給与および年金の収入があり、源泉徴収票を持っていない
- ②事業、不動産の収支内訳書が未完成
- ③青色申告
- ④配当所得がある申告
- ⑤分離課税の申告(土地、建物、株式の譲渡所得など)
- ⑥令和6年分以前の申告
- ⑦修正申告、更正の請求
- ⑧損失申告
- ⑨雑損控除がある申告
- ⑩災害減免法による軽減免除を受けるための申告
- ⑪準確定申告(亡くなった人の申告)
- ⑫住宅ローンなどの控除がある申告(年末調整が済んでいないもの)

市・県民税はeLTAXで電子申告を

令和8年度分から市・県民税が自宅のパソコンなどから電子申告できるようになりました。積極的な活用に協力をお願いします。

eLTAX
特設ページ

税務署が開設する確定申告会場

入場には次の方法で発行される入場整理券が必要です。

①「国税庁LINE公式アカウント」=右二次元コード=からの事前発行

②各会場での当日配布 ※混雑状況により配布を終了する場合あり

●開設期間 2月16日(月)～3月16日(月) 9時～16時

※土・日曜、祝日を除く。朱鷺メッセ会場は3月1日(日)も開設



対象区	申告会場	問い合わせ (月～金曜 8:30～17:00)
北・東・中央 江南・南・西	朱鷺メッセマリンホール(中央区万代島)	新潟税務署 (☎ 025-229-2151)
秋葉	秋葉区役所	新津税務署 (☎ 0250-22-2151)
西蒲	巻税務署(西蒲区巻甲)	巻税務署 (☎ 0256-72-2355)

※秋葉・西蒲区は譲渡所得(土地建物)や贈与税の相談日が限られます

所得税の確定申告はe-Tax(電子申告)で

申告会場の混雑を避けるため、自宅のパソコンなどから24時間利用可能な電子申告に協力をお願いします。マイナンバーカードを使用してスマートフォンからも申告することができます。

国税庁HP
「確定申告書
作成コーナー」国税庁HPから
作成コーナー